

会 議 録

会議の名称	第 1 回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 29 年 4 月 28 日（金） 9 時 45 分～11 時 00 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎 智美（会長） 道山 治延（副会長） 一ノ瀬 彰子 竹本 安伸 藤井 チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 会長・副会長選任 2 議事 保有個人情報等の取扱いについて（諮問） 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告） 平成 28 年度運用状況報告について
会議の概要	1 宮崎委員が会長に、道山委員が副会長に選任された。 2 議事 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。 平成 28 年度の運用状況について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の 1 件目、情報化推進室が電子計算機の結合をすることについて説明を。
情報化推進室	（資料に基づき説明）
会長	質問や意見はないか
委員	データセンターの住民情報システムは、国や県と情報共有することはあるか。
情報化推進室	今回のシステムは、大牟田市専用となっている。
委員	一定の基準を満たしたデータセンターとなっているか。
情報化推進室	データセンターを運営している各会社が共同で決めているティアレベルという基準があるが、当該データセンターはその最高レベルである 4 を満たしている。
委員	大牟田市が行っている行政事務のほとんどをこの中に移行させるという意図か。また、大牟田市ではあとどれくらい残っていて、それがどうされるのか確認したい。
情報化推進室	市民課の住民票をベースとして税、保険、清掃料金などの業務を行うシステムを住民情報システムと呼んでおり、市民部のほとんど、福祉関係、清掃関係などがそのシステムを利用している。これらの業務は基幹系業務に属しているが、今回は、その基幹系業務の一部をクラウド化するものである。これ以外の大きなものは、内部情報システムと

会長 情報化推進室	呼んでいる行政内部の基本情報システムがある。財務会計、文書管理、人事給与などを行うシステムであり、これらを今後クラウド化していく予定である。ただし、クラウド化しすぎるとセキュリティ上管理が難しくなったり、回線代が逆に高くなってしまいうため、基幹系業務以外の2つか3つのシステムをクラウド化しようと考えている。
会長 情報化推進室	専用回線とはどのようなものか。 回線を1対1で物理的に引くのであれば、外部から進入されることはない。これが本当の意味での専用回線になるが、今の時代では、ほぼ不可能となっている。そのため、光ファイバーという大きな回線の中で、ソフト的に特定の部分を独立させて他が入れないようにする回線が現在の専用回線の主流となっている。
会長 情報化推進室	二重化とはどのようなものか。 1つの回線だけでは、震災等によりその回線が切れた場合は利用ができなくなるため、もう1つ違うルートの回線を引いておくことを二重化又は冗長化と言う。
委員 情報化推進室	個人ごとにパスワードを使用しているのか。 職員1人ごとにパスワードを持たせて、業務に必要なもののみ閲覧等ができるようにしている。
委員 情報化推進室	人事異動があった場合はどうなるのか。 異動先の事務内容を確認し、利用できる権限を更新する。
委員 情報化推進室	機器の更新があるため、それに合わせてクラウド化を行うのか。 はい。
会長 委員全員	他に質問や意見はなか。 <なし>
会長 委員全員	公益上特に必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。 <了承>
会長	この件は電子計算機の結合を行ってよいものとする。
会長 廃棄物対策課	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の2件目、税務課が廃棄物対策課に保有個人情報の目的外利用をすることについて説明を。 (資料に基づき説明)
会長 委員 廃棄物対策課 委員	質問や意見はないか 情報の提供方法は電子媒体によるものか。 はい。 個人情報の収集については、平成29年10月までの単年度になっているが、事業の終了は平成33年3月31日となっている。不要になったデータの廃棄があると思うが、どのように考えているか。
廃棄物対策課 委員	収集した情報を基に絞り込んで調査をする。その結果によるが、来年度以降も使用する可能性はある。 使用しなくなったものは廃棄をし、残ったものでデータベースを構築するのか。
廃棄物対策課 委員	はい。 登記済の建物となっているが、未登記の建物の情報は収

廃棄物対策課 委員	集しないのか。 収集する手段がない。 税務課が保有していないのか。
廃棄物対策課 委員	未登記の建物の情報は、地方税法における守秘義務の対象となる税情報となるため、利用ができない。今回は、その対象とならない法務局で誰でも見ることができる情報である登記済の建物の情報のみを利用する。 税務課の納税通知書の送付先を利用するとあるが、未登記のものは含まれていないのか。
廃棄物対策課 委員	含まれていない。 未登記の建物もP C B使用安定器を設置している可能性があると思われる。そういった建物は現地調査に行くのか。
廃棄物対策課 委員	いいえ。広報や市ホームページで周知していく。 納税通知書の送付先は、登記情報とは別になる場合もあるため、それも税情報となるのではないか。納税通知書の送付先を提供できるのであれば、同じように未登記の建物の情報も提供できるのではないか。
事務局	納税通知書の送付先のみであれば税情報にならないとの取扱いを税務課は行っている。
会長	未登記の倉庫などに使用している可能性があるため、調査から除いてしまうと、漏れてしまうおそれがある。
委員	目的外利用ではなく、積極的に使用していく必要がある情報であると思われる。
会長	以前に行った変圧器やコンデンサーの調査ではどうしていたのか。
廃棄物対策課 委員	変圧器やコンデンサーは、電気事業法で経済産業省に届出を行う義務があるため、その情報を利用した。今回の安定器は届出義務がないため、税務課及び法務局の建物の情報を利用するしかない。 一般家庭でも対象の安定器を使用している可能性はあるか。
廃棄物対策課 会長	ほとんどないと聞いているが、共同住宅などで使用している可能性もあるため、何らかの方法で周知するように考えている。
委員全員	他に質問や意見はないか。
会長	<なし>
委員全員	公益上特に必要があるため、目的外利用を行ってよいのか。
会長	<了承> この件は目的外利用を行ってよいものとする。また、P C Bの有害性は認識されているものであるため、未登記の建物の情報も提供するかどうか検討すること。
会長	議事 保有個人情報等の取扱いの諮問の3件目、農業委員会が電子計算機の結合をすることについて説明を。 (資料に基づき説明)
農業委員会 会長	質問や意見はないか。
委員	農業委員会が保有している情報をクラウドサーバーに移行して運用をするということか。

農業委員会 委員	はい。 全国のすべてのデータを統合するものとなるのか、あるいは全国一律の規格のデータベースの構築に参加するものか。
農業委員会 委員	後者となっている。 庁内にはサーバは置かないのか。
農業委員会 会長	はい。 大牟田市のデータを他の市が見ることはできるのか。
農業委員会 会長	パスワード等の制限により、公開用の農地情報以外を他市が見ることはできなくなっている。 公開用の農地情報とはどのようなものか。
農業委員会 委員	所在地、地目、面積、貸し借りの有無などの情報となっている。
農業委員会 会長	荒廃しているかどうかは分かるのか。 航空写真で確認できるようになっている。
農業委員会 委員全員	他に質問や意見はなか。 <なし>
農業委員会 会長	公益上特に必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、電子計算機の結合を行ってよいか。 <了承>
農業委員会 会長	この件は電子計算機の結合を行ってよいものとする。
農業委員会 会長	議事 保有個人情報等の取扱いの報告について事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
農業委員会 事務局 会長	質問や意見はないか。
農業委員会 事務局 委員全員	<なし>
農業委員会 会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
農業委員会 事務局 会長	質問や意見はないか。
農業委員会 事務局 委員全員	<なし>
農業委員会 会長	議事 平成 28 年度運用状況報告について事務局から説明を。 (資料に基づき説明)
農業委員会 事務局 会長	質問や意見はないか。
農業委員会 事務局 委員全員	<なし>
農業委員会 会長	以上で審議会を終了する。